

みよし市子ども基本条例の基本的な考え方について

みよし市子ども基本条例の 基本的な考え方について

○背景・経緯

（社会環境）

- ・ 少子化、核家族化、地域とのつながりや人間関係の希薄化が進むなかで、いじめ、児童虐待、有害情報の氾濫、子どもをめぐる犯罪の多発等、子どもを取り巻く環境は大きく変化してきています。

（国の状況）

- ・ 国は平成 6 年、子どもの権利条約を批准しました。また、令和 5 年 4 月に子ども基本法が施行されるとともに、子ども家庭庁が発足しました。さらに同年 1 2 月には子ども基本法に基づき、子ども政策の基本的な方針を定める子ども大綱を閣議決定し、子どもに関する取組みが一気に加速しました。

（本市の状況）

- ・ 本市は令和 5 年度に、それまでの子育て健康部を子ども未来部に改組し、子ども政策をより強力に市全体で包括的に推進していく体制を構築しました。
- ・ また、子ども基本法に基づく本市の子ども施策の総合的な指針となる子ども計画を令和 6 年度に策定します。
- ・ これらの状況を踏まえ、子どもの権利を擁護するとともに、国が進める子どもまんなか社会を強力に推進するための条例整備が必要と考えます。

○目指す方向

- ・ 子どもが幸せなまちは大人にとっても幸せなまちです。また、子どもは、大人と共にみよし市をつくっていく仲間であり、まちづくりの大切なパートナーです。子どもも社会の一員として重んじられ、子どもと大人、それぞれが役割を果たしていけるように支援されるべきです。
- ・ そのためには、子どもの権利擁護を図るとともに、子ども・子育て支援に全市が一丸となって取り組まなければなりません。

○基本となる柱

①子どもの権利の保障

子どもの権利の擁護とそのための実効性を確保

②子どもの安全・安心の確保

差別やいじめや貧困などへの速やかな対応や安心して過ごせる居場所の充実

③子ども・子育ての支援はオールみよしで

家庭や学校、保育園、地域などのそれぞれの役割を明確にし、オールみよしで向き合う。

みよし市子ども未来部子ども政策課

1 条例の目的

この条例は、こどもに関わる人たちや市の役割を明らかにするとともに、こども・子育てに関する市の基本となる取組み事項を定めることにより、こどもの権利を守り、みよし市全体でこどもの成長を支えるまちづくりを実現することを目的とします。

2 言葉の意味

この条例で使う言葉の意味は、次のとおりとします。

こども	18歳未満のすべての人とこれらの人と同等に扱うことが適当と認められる人をいいます。
保護者	親や親に代わりこどもを養育する人をいいます。
地域住民	市内に住む人、市内で働いたり、学んだりする人、市内で活動する人や団体をいいます。
事業者	市内で事業活動を行う個人、法人、その他団体をいいます。
学び・育ちの施設	学校、保育所、幼稚園、認定こども園その他のこどもが学び、育つための施設をいいます。

3 こどもの権利

こどもは生まれながらにして、大人と同じように一人の人間としての権利の主体です。全てのこどもが自分らしく将来に夢をもって生きられるよう、以下に掲げる権利をはじめとしたこどもの権利が尊重され、擁護されなければなりません。

健やかに生きる権利	命が守られるだけでなく、安全で安心な環境のもとで、持って生まれた能力を十分に伸ばせるよう、医療や教育及び生活の支援を受けることができる権利。
のびのびと育つ権利	遊びや学び、また文化、芸術、スポーツ等の豊かな経験を通して成長するとともに、個人の個性や特性が理解され尊重される権利。
安心して守られる権利	暴力、虐待、いじめ、差別、プライバシーの侵害、有害な情報など安全安心を妨げるものから守られ、また気軽に相談でき、必要な支援を受けることができる権利。
自由に参加する権利	自分の意見を表明できる機会が設けられるだけでなく、自分の意見が尊重されるとともに、仲間を作り集まることができる権利

4 役割

こども	社会の一員として、年齢及び発達段階に応じて、豊かな人間性と社会性を身に付けるとともに、自分の権利について知り、あわせて他の人の権利を認め尊重するよう努めるものとします。
保護者	こどもの健やかな成長に対して最も大きな責任があることを自覚し、こどもと向き合い、こどもに寄り添い、応援し、深い愛情をもってこどもを守り育てるものとします。 こどもにとって成長の基盤は家庭であり、こどもが幸せを感じるとともに豊かな人間性と社会性を身に付けるための家庭環境をつくるものとします。
地域住民	こどもの健やかな成長は、家庭だけではなく地域社会全体で支えるものと認識し、それぞれの立場でこどもの成長を見守り、こども・子育ての支援に関する様々な取組みに協力するよう努めます。
事業者	仕事と生活の両立（ワークライフバランス）をはじめとする、こどもの保護者が子育てしやすい環境づくりに努めます。 事業者は地域の一員として、市や地域住民、学び・育ちの施設などと連携し、こども・子育ての支援に関する様々な取組みに協力するよう努めます。
学び・育ちの施設	こどもの健やかな育ちにとって重要な役割を果たす場であることを認識し、こども一人一人の自立性、主体性、個性を尊重し、こどもが成長段階に応じて、自ら学び、健やかに育ち、社会の中で生きていける力を身に付けることができるように支援します。 施設におけるこどもの安全を確保し、こどもが安心して過ごすことができる場にするとともに、こどもが抱える問題に早期に気付き、必要な支援を行うこととします。
市	こどもまんなか社会の実現に向け基本となる計画を策定し、こども・子育てへの支援が円滑に実施できるよう、次章に掲げる取組みその他必要な取組みを計画的に行います。 子育て中の保護者を支援するため、特別な支援や配慮、社会的養育を必要とするこどもへの施策、多様な子育てと働き方のための環境の整備、専門的な相談や情報提供など、多面的な支援に努めるものとします。 こどもに関する施策を総合的に推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとします。

5 市が行う基本的な取組

(1) 基盤となる取組

連携体制の構築	保護者、地域住民、事業者及び学び・育ちの施設の連携・協力を促し、それぞれの役割を果たすことができる体制の構築に努めます。
切れ目のない子育て支援	誰もが安心して子どもを生み育てることができるよう、結婚、妊娠、出産及び子育てにおける様々な段階及び状況に応じた切れ目のない必要な支援に努めます。

(2) 安全安心のための取組

安全、安心な環境づくり	犯罪、事故、災害、その他子どもを取り巻く有害、及び危険な環境から子どもを守り、子どもが健やかに育つための安全で安心な環境づくりに努めます。
虐待やいじめへの対応	市や学び・育ちの施設、地域住民は、子どもが虐待やいじめなどを受けることがないよう、予防や早期発見に努めます。 市や学び・育ちの施設は、子どもが虐待やいじめにあったときは、子どもを守るために関係機関と協力して適切に対応します。
子どもの居場所	子どもの多様な要望を踏まえ、子どもが安心して、遊びや活動を通じて自分らしく過ごすことができる居場所の充実に努めます。
子どもの貧困対策	家庭の経済状況に因らず、子どもが夢や希望を持って成長できるよう、子どもの貧困対策に取り組みます。

(3) 権利を保障するための取組

不登校の子どもなどへの支援	特別な支援が必要な子ども、外国人の子ども、学校に通うのが困難な子どもが自分の意志で学びたいことを、自身にあった多様な方法から選択し、学べる環境の整備に努めるとともに、学びを継続するための必要な支援をします。
子どもの意見表明	子どもが社会の一員として、自らの生活や活動に関わる様々な場面で、年齢や発達の程度に応じ意見を表明し、適切に反映される環境の整備に努めます。 市は前項に基づいて、小学生、中学生、高校生その他の子どもによる、みよし市子ども会議を開催します。 市は、年齢や発達、疾病等の理由により、意見を表明することが困難な子の意見をくみ取るよう努めます。

多様性の尊重	子どもが人種、国籍、性、宗教、障がい等を理由とした偏見や差別等を受けることがないよう、その多様性を尊重し、理解を広めるよう努めるものとします。
普及啓発	この条例の内容や子どもの権利の大切さについて、子ども自身が関心を持ち理解を深めるよう、年齢に応じた分かりやすい広報及び啓発に努めます。

6 こどもの権利侵害からの救済及び回復

(1) こどもの権利擁護委員会の設置

権利侵害を受けた子どもを適切かつ速やかに救済するため、こどもの権利擁護委員会を置きます。

擁護委員会の委員は、3 人以内とし、人格が優れ、こどもの権利について見識のある者のうちから市長が委嘱します。任期は3 年としますが、再任を妨げません。

(2) 権利擁護委員会の職務

擁護委員会は、こどもの権利侵害についての相談を受け、及び救済の申立てを受けた場合は、必要に応じて事実の調査及び調整をするものとします。

調査及び調整の結果、必要と認めるときは、こどもの権利を侵害した者に対し、是正措置を講ずるよう勧告すること又は制度の改善を要請することを行うものとします。

勧告又は要請を行った者に対し、是正措置又は制度の改善の状況の報告を求めることができます。

擁護委員会は、報告を受け、その内容を救済の申立てをした者に伝えることができます。

(3) 権利擁護委員会への協力

保護者、地域住民、学び・育ちの施設及び市は、擁護委員会の職務に協力するものとします。

こども基本条例制定までのスケジュール

令和 6（2024）年 1 月	みよし市こども未来会議開催
令和 6（2024）年 6 月	みよし市こども未来会議開催
令和 6（2024）年 9 月	みよし市こども未来会議開催
令和 6（2024）年 1 1 月	みよし市こども未来会議開催
令和 6（2024）年 1 2 月	みよし市こども未来会議開催
令和 6（2024）年 1 2 月	パブリックコメント実施 実施期間 1 2 月 2 日から令和 7（2025）年 1 月 1 4 日まで
令和 7（2025）年 3 月	市議会定例会に条例案を提出 条例公布
令和 7（2025）年 4 月	条例施行